

法人県民税（県税） 法人市町村民税（市町村税） 法人事業税（県税）

均等割と法人税割からなる法人県民税・法人市町村民税（あわせて「法人住民税」）と法人事業税とは、同時期に申告・納付します。

◆納める人

法人の区分	法人住民税		法人事業税
	均等割	法人税割	
県内に事務所、事業所を有する法人 （法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、 収益事業又は法人課税信託の引受けを行うものを含みます。）	○	○	○
県内に事務所、事業所を有しないが、寮、宿泊所、クラブ等を有する法人	○		
法人課税信託の引受けを行うことにより法人税を課される個人で、県内に事務所、事業所を有するもの		○	○

◆納める額

◎法人県民税

	法人の区分	税率
均等割	次に掲げる法人 （イ）公共法人及び公益法人等 （独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。） （ロ）人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。） （ハ）一般社団法人・一般財団法人 （二）資本金の額又は出資金の額を有しない法人 （保険業法に規定する相互会社は除きます。） （ホ）資本金等の額が1千万円以下であるもの	年額 2万円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもの	年額 5万円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもの	年額 13万円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもの	年額 54万円
	資本金等の額が50億円を超えるもの	年額 80万円

（注）資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。

	法人の区分	税率
法人税割	資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人 法人税額又は個別帰属法人税額が年1千万円を超える法人 保険業法に規定する相互会社	法人税額の5.8%
	上記以外の法人	法人税額の5%

（注）平成22年9月30日以前の解散（合併による解散を除きます。）による清算所得に対する法人税額に係る法人税割額を納付する法人は、「法人税額の5.8%」となります。

◎法人市町村民税

法 人 の 区 分		税 率
均 等 割	次に掲げる法人 (イ) 公共法人及び公益法人等（独立行政法人で収益事業を行うものは除きます。） (ロ) 人格のない社団等（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあり、かつ、収益事業を行うもの。） (ハ) 一般社団法人・一般財団法人 (ニ) 資本金の額又は出資金の額を有しない法人（保険業法に規定する相互会社は除きます。） (ホ) 資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下のもの	年額 5万円
	資本金等の額が1千万円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 12万円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	年額 13万円
	資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 15万円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	年額 16万円
	資本金等の額が1億円を超え10億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額 40万円
	資本金等の額が10億円を超えるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人以下であるもの	年額 41万円
	資本金等の額が10億円を超え50億円以下であるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額175万円
	資本金等の額が50億円を超えるもののうち、市町村内の事務所等の従業者数が50人を超えるもの	年額300万円
	法人税割	法人税額の 12.3% (標準税率)

- (注) 1. 法人市町村民税の法人税割の税率については、財政上の必要から標準税率と異なる税率を定めている市町村もあります。
2. 資本金等の額とは、法人税法第2条第16号に規定する資本金等の額又は同条第17号の2に規定する連結個別資本金等の額をいいます。

◎法人事業税

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、平成20年10月1日以後に開始する事業年度から法人事業税（所得割、収入割）の税率が引き下げられるとともに、地方法人特別税が創設され、その収入額に相当する額が地方法人特別譲与税として都道府県に譲与されます。

区 分	所 得 区 分 等	税 率		
		平成11年4月1日以後、平成20年9月30日以前に開始する事業年度(※1)	平成20年10月1日以後に開始する事業年度	
電気供給業・ガス供給業・保険業	収入金額	1.3%	0.7%	
そ の 他	特 別 法 人	年400万円以下の所得 年400万円超の所得及び清算所得(※2)	5.0% 6.6%	2.7% 3.6%
	外形対象法人 資本金の額又は出資金の額が1億円超の法人（公益法人・特別法人・人格のない社団・投資法人等を除きます。）	年400万円以下の所得 年400万円超800万円以下の所得 年800万円超の所得及び清算所得(※2) 付加価値額 資本金等の額	3.8% 5.5% 7.2% 0.48% 0.2%	1.5% 2.2% 2.9% 0.48% 0.2%
の 事 業	そ の 他 の 法 人	年400万円以下の所得 年400万円超800万円以下の所得 年800万円超の所得及び清算所得(※2)	5.0% 7.3% 9.6%	2.7% 4.0% 5.3%
	3以上の都道府県において事務所等を有する法人で、資本金の額又は出資金の額が1千万円以上の法人	特別法人 外形対象法人 その他の法人	所得及び清算所得(※2) 所得及び清算所得(※2) 付加価値額 資本金等の額 所得及び清算所得(※2)	6.6% 7.2% 0.48% 0.2% 9.6%

(※1) 外形対象法人は平成16年4月1日以後に開始する事業年度

(※2) 平成22年10月1日以後に解散した場合、清算所得に対する課税が廃止され、通常の所得に対する課税となります。

◆法人の県民税の超過課税（超過税率）（平成28年3月31日までの間に終了する各事業年度分）

県では厳しい財政状況の中で交通ネットワークの整備、産業の活性化及び地震防災対策の推進のための財源を確保するため、応益性と負担能力等から、法人の理解と協力のもとに、法人の県民税（法人税割）に超過課税を適用しています。

◆申告と納税

申告の種類		申告と納税の期限
確定申告		事業年度終了の日から2か月以内
中間申告 （事業年度が6か月を超える法人。（※1））	・予定申告 ・仮決算に基づく中間申告（※2）	事業年度開始の日から6か月を経過した日から2か月以内
解散法人の申告	清算中の事業年度が終了した場合の申告	事業年度終了の日から2か月以内
	残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合の申告（※3）	分配又は引渡しの日の前日まで
	残余財産が確定した場合の申告	残余財産確定の日から1か月以内
公共法人・公益法人等で法人税の課されないもの		4月30日

（※1）所得を課税標準とする法人（連結申告法人を除きます。）で法人税の中間申告義務がない法人、所得を課税標準とする連結申告法人で前事業年度の連結法人税個別帰属支払額等を基準とする6か月相当額が10万円以下の法人及び特別法人は、中間申告義務はありません。

（※2）仮決算に基づく中間申告に係る税額が予定申告に係る税額を超える場合は、仮決算に基づく中間申告を行うことはできません。

（※3）平成22年10月1日以後に解散した場合、残余財産の一部の分配又は引渡しをした場合の申告は不要となります。

◆2以上の都道府県に事務所、事業所を設けている法人

- 法人県民税の法人税割は、課税標準となる法人税額を従業者数を基準に関係都道府県に分割し、分割後の法人税額をもとにそれぞれの都道府県について計算します。
- 法人事業税は、課税標準の総額を一定の基準（分割基準）によって関係都道府県に分割し、分割した額をもとにそれぞれの都道府県について計算します。分割基準の主なものについては次のとおりです。

事業		平成17年3月31日以前に開始する事業年度	平成17年4月1日以後に開始する事業年度
非製造業 （※）	銀行業 保険業 証券業	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数 （資本（出資）金1億円以上の法人については本社管理部門の従業者数を1/2として計算します。）	課税標準の1/2：事務所数 課税標準の1/2：従業者数
	その他 （運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業等）	従業者数 （資本（出資）金1億円以上の法人については本社管理部門の従業者数を1/2として計算します。）	
製造業		従業者数 （資本（出資）金1億円以上の法人については本社管理部門の従業者数を1/2として、工場の従業者数を1.5倍して計算します。）	従業者数 （資本（出資）金1億円以上の法人については工場の従業者数を1.5倍して計算します。）

（※）鉄道事業・軌道事業、ガス供給業、倉庫業及び電気供給業を除きます。

◆申告納付期限の延長

会計監査人の監査を受けなければならない等の理由により決算が確定しない法人は知事又は市町村長の承認を受け、原則として事業年度終了の日から3か月以内（連結法人の場合は4か月以内）に申告納付することができます。

この場合、延長された期間内に納付する税額にかかる延滞金の率は、本来の申告納付期限の日の日本銀行法第15条第1項第1号の規定により定められる商業手形の基準割引率により右の表の率になります。

（備考）平成12年1月1日以後の期間に対応する延滞金については、当分の間、前年の11月末日の商業手形の基準割引率に年4%を加算した率が年7.3%に満たない場合には、その年内の延滞金の率（年7.3%の部分に限ります。）をその加算した率とする特例措置が適用されます。

商業手形の基準割引率	延滞金の率	日歩換算
5.50%以下	年7.30%	日歩2.0銭
5.75	8.03	2.2
6.00	8.76	2.4
6.25	9.49	2.6
6.50	10.22	2.8
6.75	10.95	3.0
7.00	11.68	3.2
7.25	12.41	3.4
7.375以上	12.775	3.5

◆地方法人特別税等について

税制の抜本的な改革において偏在性の小さい地方税体系の構築が行われるまでの間の措置として、法人事業税の税率の引き下げを行うとともに、地方法人特別税を創設し、その収入額に相当する額が地方法人特別譲与税として都道府県に譲与されます。

地方法人特別税は、法人事業税の税率引き下げ相当に対応した額となっています。また、国税ですが、賦課徴収は法人事業税とあわせて都道府県が行うこととなります。適用は平成20年10月1日以後に開始する事業年度からとなります。

◎ 地方法人特別税（国税）

・納める人

法人事業税のうち所得割又は収入割を納める法人

・納める額

区 分	税 率
外形対象法人の所得割額	148%
外形対象法人以外の法人の所得割額	81%
収入割額	81%

※ 所得割額及び収入割額は、標準税率により計算した額となります。

・申告と納税など

法人事業税とあわせて都道府県に対して申告し、納税します。

納税された地方法人特別税は、都道府県が国に払い込みます。

◎ 地方法人特別譲与税

国に払い込まれた地方法人特別税は、各都道府県の人口や従業者数であん分し、都道府県に地方法人特別譲与税として譲与されます。

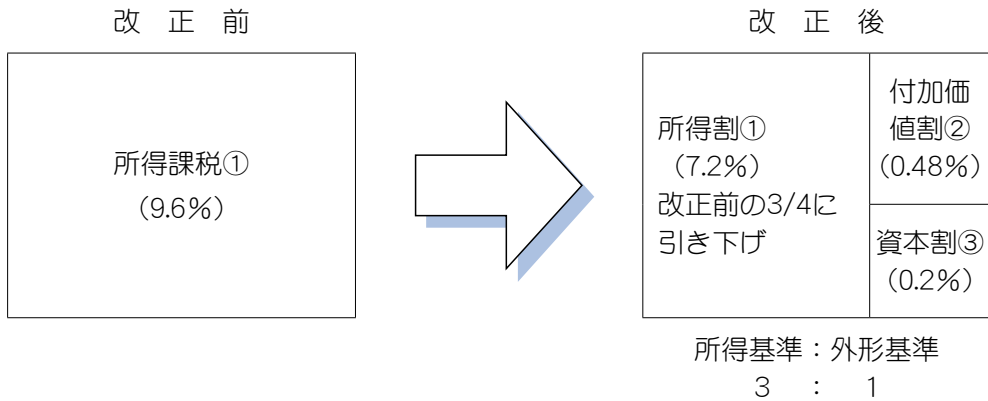
◆外形標準課税の概要

◎納める人

資本金の額又は出資金の額が1億円を超える法人（所得課税法人に限ります。公益法人、特別法人、人格のない社団・投資法人等を除きます。）

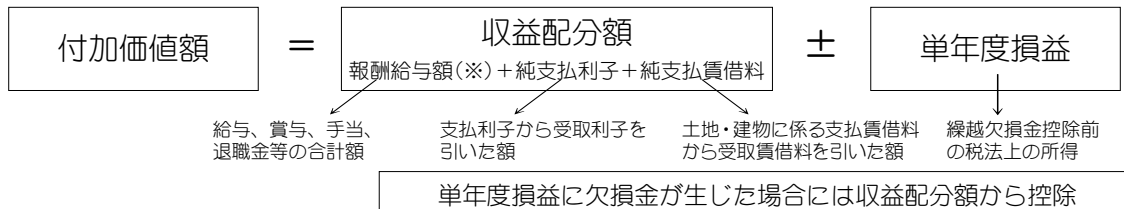
◎納める額

法人事業税額 = ①所得割額 + ②付加価値割額 + ③資本割額



付加価値割・資本割の仕組み

付加価値割額 = 付加価値額 × 0.48%



(参考) 課税標準の計算は、法人税の各事業年度の所得を算出する際の損益計算にできるだけ準拠

収益配分額 = 130

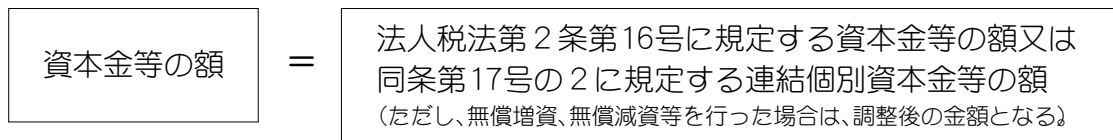
※報酬給与額のうち収益配分額の7割を超える部分については、課税標準から控除。

純支払利子	純支払賃借料	控除	単年度損益
5	5	29	10

報酬給与額 = 120

付加価値額 = 111 = {収益配分額(130) - 雇用安定控除額(29)} + 単年度損益(10)

資本割額 = 資本金等の額 × 0.2%



※1 一定の持株会社については、総資産に占める子会社株式の割合を課税標準から控除。

※2 資本金等の額のうち1千億円を超える金額について割り落とし。1兆円を超える部分は課税標準に算入しない。

